

お守り『甘露の法雨』に係わる訴訟の真実

教団の歪曲した訴訟宣伝に断固反論する！

真実は『生命の實相』『聖經甘露の法雨』の著作権は生長の家社会事業団にある一との正義の最高裁判決です！

1. 教団が隠蔽した最高裁判決の真実と私達の今後の対応



正義の判決をくださった最高裁判所

平成 29 年 1 月 22 日、宗教法人「生長の家」（以下教団と略称）は「最高裁判決で全面勝訴が確定！お守り「甘露の法雨」に係る訴訟」とのニュースリリースをサイトに発表しました。

しかしこの発表には重要な真実が隠蔽されています。それで以下、反論をなすとともに今後の私達の対応を発表します。

第一、この教団発表には、最高裁判所が、日本教文社の上告を棄却し、生長の家社会事業団の全面勝訴を確定した事実が隠蔽されています。

日本教文社はこれまで、『生命の實相』の類纂である書籍『生命の教育』について、生長の家社会事業団と出版契約を結ばず印税不払いのまま複製頒布していました。その根拠として日本教文社があげていたのは『生命の實相』は編集著作物（電話帳のようなもの）であって、それを構成する内容（素材）のご文章の著作権は生長の家社会事業団にないとの強弁でした。

これに対し、東京地裁、知財高裁は、日本教文社の著作権侵害を認定して同書の発行差止を命じ、それは最高裁で確定しました。（注、この結果、光明思想社から新編『生命の實相』教育篇発行中）

この最高裁の判決の意義は、『生命の實相』は、その内容（素材）のご文章の全てについて生長の家社会事業団が全面的に著作権を有することを最終確定したことにあります。

第二、教団はお守り『甘露の法雨』について“全面勝訴”と歪曲して宣伝していますが、事実は教団の重要な主張が判決で完全否定されたことを隠蔽しています。即ち、生長の家社会事業団はこれまで教団に対して、信者各位の幸福を願う特別の恩典として、非売品のお守り『聖經甘露の法雨』の印税を免除してまいりました。しかし、これについて教団は、生長の家社会事業団は『甘露の法雨』の著作権の行使を教団に対し永久に放棄しているとの強弁をしてお守りを発行しつづけてきたのです。これに対し、知財高裁判決では、①生長の家社会事業団は『聖經甘露の法雨』の完全な著作権者であり“永久的な権利放棄”など全くしていないこと。②教団は、生長の家社会事業団に対して「信頼関係」を傷つけており、更に信頼関係を破壊すれば、今後は当法人が教団に対し著作権の使用許諾を取消できる正当事由となるとの判示がなされ、最高裁において確定したのです。

それで当法人は、今後、この最高裁判決に基づき、現在教団がご祭神変更の暴挙を行っていることや（これは宗教団体の同一性の喪失にあたります。）当法人に対する事実無根の悪口等で信頼関係を破壊しつつしている事実を主張立証し、使用許諾の取消を要求する決意です。

とにかく、この聖典『生命の實相』及び聖經『甘露の法雨』等の著作権は当法人が有するとの最高裁判決は、尊師谷口雅春先生によって伝えられた法脈の護持のため、重要な歴史的意義を有するものであります。

2. 著作権問題の本質にあるもの

教団と日本教文社は、谷口雅春先生の御教えの根幹に係わる御著書 30 冊以上を、20 年以上にわたり事実上の絶版（重版留保）としています（「神の真義とその理解」、「神示講義教の巻」（注：「大調和の神示」等ご講義の聖典）等）。

それまでは谷口雅春先生の神誌ご掲載の原稿やご講演は、次々と編纂されて新刊書になっていました。それが平成 4 年からは教団の意志のもと、日本教文社の取締役会での決定によって、新刊発行は中止されたままです。

また、現教団は、生長の家総本山の主たる御祭神を、谷口雅春先生に天降り給い「生長の家」の立教へと導かれた住吉大神から造化の三神へ変更するという宗教団体の同一性を否定する暴挙を行いました。

これらの客観的事実から、現在の教団と日本教文社には、谷口雅春先生の御教えの全相を歪みなく純粋に護り普及しようとする意図は全くなく、むしろこれを滅失し或いは「今の教え」という「まがい物」へと換骨奪胎し変質させようとする意図が明白に窺えるとの評価があります。

また現在の教団は、谷口雅春先生の御教えの全相を隠蔽する意図を持って、著作物に関する法的権利を行使せずにおこう（使用許諾もしない、出版もしない）としていると判断できる理由があります。それで、生長の家の信者が、谷口雅春先生の著作物のうち事実上の絶版になっている上記聖典を拝読しようとしても、それらの著作権は教団に独占され、且つ教団自ら出版も第三者への使用許諾もしない現状では、誰も複製や頒布ができずそれら聖典の拝読ができないのです。

3. 聖なる使命実現のために

生長の家社会事業団は、谷口雅春先生から『生命の實相』『聖經甘露の法雨』等の著作権を託された尊い意義を自覚し（谷口雅春先生が当法人に著作権を託されていたので『生命の實相』や『聖經甘露の法雨』等だけは絶版とならなかったのです。神様の尊い配慮です。）この御教えの変質を目論む現在の教団側の思惑に抗して、先生の御教えの全相を永遠に護持する聖なる使命実現のために決然と立ち上がったのです。

生長の家社会事業団は、昭和 20 年 11 月、創立者谷口雅春先生が、戦後復刊最初の『生長の家』誌同月号に「生長の家社会事業団の設立」との御文章を公表され、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき国家社会救済の一大運動とする財団法人設立を提唱され協力を呼びかけられるとともに、『生命の實相』（所収の神示、聖經甘露の法雨等を含む。）等の著作権を設立の基本資産として寄附行為され、御教えを永遠に護り抜く聖なる使命を託されたことが創立の原点です。

谷口雅春先生は、『大和の国 日本』の「はしがき」におかれて「これ（生長の家社会事業団の設立）は戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言ともいべき文章である」と明確に述べられています。


谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粋に歪みなく後世に伝えることは、当法人設立者である谷口雅春先生のご恩に対して私どもが報いるうえでの最大の課題です。当法人創立にあたって尊師谷口雅春先生のお示しになられた上記の切なる御悲願に改めて回帰すべく、私どもは谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のため一層邁進する決意であります。

※ 公益財団法人生長の家社会事業団及び株式会社光明思想社は、著作権者及び出版権者として、信徒各位への谷口雅春先生の著作物の供給責任を有しておりますので、着々と聖典及び聖經の複製及び頒布を実施してきております。

既に、光明思想社からは『生命の實相』（新編『生命の實相』及びオンデマンド頭注版『生命の實相』）、『新装新版真理』等の聖典及び聖經（お守り「聖經甘露の法雨」、お守り「聖經続々甘露の法雨」を含む各聖經）を謹製し頒布しているとおり、今後も引き続き責任をもって出版活動を継続し谷口雅春先生の著作物の供給責任を永続的に果たして参りますので、どうぞご安心頂くとともに、信徒各位の皆様方に、これら出版物の一層のご活用と普及をお願いするものです。

裁判長
認印

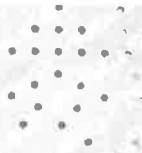


調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成28年(受)第1062号
決 定 日	平成29年1月19日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	池 上 政 幸 大 谷 直 人 小 池 裕 木 澤 克 之
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	知的財産高等裁判所平成27年(ネ)第10062号, 第10089号(平成28年2月24日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成29年1月19日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 浅 野 良 児 </p>	



当事者目録

申	立	人	株式会社日本教文社
同	代表者代表取締役	岸	重人
同	訴訟代理人弁護士	脇	田輝次
相	手	方	公益財団法人生長の家社会事業団
同	代表者代表理事	久	保文剛
同	訴訟代理人弁護士	内	田智



これは正本である。

平成 29 年 1 月 19 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 浅野 良 児





調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (才) 第 8 2 6 号 平成 2 8 年 (受) 第 1 0 6 1 号
決 定 日	平 成 2 9 年 1 月 1 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	池 上 政 幸 大 谷 直 人 小 池 裕 木 澤 克 之
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	知的財産高等裁判所平成 2 7 年 (ネ) 第 1 0 0 6 2 号, 第 1 0 0 8 9 号 (平成 2 8 年 2 月 2 4 日 判 決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 9 年 1 月 1 9 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 浅 野 良 児





当事者目録

上告人兼申立人	公益財団法人生長の家社会事業団
同代表者代表理事	久保文剛
上告人兼申立人	株式会社光明思想社
同代表者代表取締役	白水春人
上記兩名訴訟代理人弁護士	内田智
被上告人兼相手方	生長の家
同代表者代表役員	磯部和男
同訴訟代理人弁護士	田中美登里ほか



これは正本である。

平成 29 年 1 月 19 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 浅野良児

